



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行  
定価 (送料共) 1 か月 2,200 円

## 目次 (\*については県法規集掲載事項)

### ○ 告示

- 131 地籍調査の成果の認証 (地域振興課)
- 132 " ( " )
- 133 " ( " )
- 134 " ( " )
- 135 " ( " )
- 136 " ( " )
- 137 " ( " )
- 138 " ( " )
- 139 " ( " )
- 140 " ( " )
- 141 特定非営利活動法人の設立認証の申請 (NPO協働推進課)
- 142 " ( " )
- 143 生活保護法による指定医療機関の廃止 (福祉保健総務課)
- 144 生活保護法による指定介護機関の廃止 ( " )
- 145 生活保護法による指定医療機関の変更 ( " )
- 146 生活保護法による医療機関の指定 ( " )
- 147 生活保護法による介護機関の指定 ( " )
- 148 介護保険法による指定介護療養型医療施設の指定の辞退 (長寿社会推進課)
- 149 介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定居宅支援事業者の変更 ( " )
- 150 救急病院の認定 (医務課)
- 151 救急診療所の認定 ( " )
- 152 大規模小売店舗立地法による和歌山市及び居住者等から聴取した意見の概要 (商工振興課)
- 153 保安林予定森林 (森林整備課)
- 154 " ( " )

### ○ 公告

- 軽油引取税免税軽油使用者証の無効 (税務課)
- 軽油引取税免税証の無効 ( " )

### ○ 監査公表

- 監査公表第12号
- 監査公表第13号

## 告 示

### 和歌山県告示第 131 号

和歌山県日高郡中津村大字田尻の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成 17 年 2 月 14 日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県日高郡中津村
- 2 調査を行った時期  
平成 15 年 4 月 23 日から平成 16 年 11 月 22 日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県日高郡中津村大字田尻の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県日高郡中津村大字田尻の一部地区
- 5 認証年月日  
平成 17 年 1 月 31 日

### 和歌山県告示第 132 号

和歌山県日高郡美浜町大字和田の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成 17 年 2 月 14 日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県日高郡美浜町
- 2 調査を行った時期  
平成 15 年 4 月 2 日から平成 16 年 10 月 6 日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県日高郡美浜町大字和田の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県日高郡美浜町大字和田の一部地区
- 5 認証年月日

平成 17 年 1 月 31 日

## 和歌山県告示第 133 号

和歌山県那賀郡岩出町大字西国分の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 19 条第 2 項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第 4 項の規定により公告する。

平成 17 年 2 月 14 日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県那賀郡岩出町
- 2 調査を行った時期  
平成 14 年 4 月 23 日から平成 16 年 11 月 26 日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県那賀郡岩出町大字西国分の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県那賀郡岩出町大字西国分の一部地区
- 5 認証年月日  
平成 17 年 1 月 31 日

## 和歌山県告示第 134 号

和歌山県伊都郡高野町大字林の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 19 条第 2 項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第 4 項の規定により公告する。

平成 17 年 2 月 14 日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県伊都郡高野町
- 2 調査を行った時期  
平成 15 年 4 月 22 日から平成 16 年 12 月 2 日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県伊都郡高野町大字林の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県伊都郡高野町大字林の一部地区
- 5 認証年月日  
平成 17 年 1 月 31 日

## 和歌山県告示第 135 号

和歌山県伊都郡高野町大字南の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 19 条第 2 項の規定により、国土調査の成果として認証したので

同条第 4 項の規定により公告する。

平成 17 年 2 月 14 日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県伊都郡高野町
- 2 調査を行った時期  
平成 15 年 4 月 22 日から平成 16 年 12 月 2 日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県伊都郡高野町大字南の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県伊都郡高野町大字南の一部地区
- 5 認証年月日  
平成 17 年 1 月 31 日

## 和歌山県告示第 136 号

和歌山県海南市大字阪井の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 19 条第 2 項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第 4 項の規定により公告する。

平成 17 年 2 月 14 日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県海南市
- 2 調査を行った時期  
平成 15 年 5 月 20 日から平成 16 年 12 月 6 日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県海南市大字阪井の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県海南市大字阪井の一部地区
- 5 認証年月日  
平成 17 年 1 月 31 日

## 和歌山県告示第 137 号

和歌山県東牟婁郡本宮町大字静川の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 19 条第 2 項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第 4 項の規定により公告する。

平成 17 年 2 月 14 日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県東牟婁郡本宮町
- 2 調査を行った時期  
平成 14 年 4 月 25 日から平成 16 年 11 月 16 日まで

<p>3 成果の名称 和歌山県東牟婁郡本宮町大字静川の一部地区の地籍図及び地籍簿</p> <p>4 調査を行った地域 和歌山県東牟婁郡本宮町大字静川の一部地区</p> <p>5 認証年月日 平成 17 年 1 月 31 日</p>	<p>平成 17 年 1 月 31 日</p> <hr/> <p>和歌山県告示第 140 号</p> <p>和歌山県伊都郡花園村大字梁瀬の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 19 条第 2 項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第 4 項の規定により公告する。</p> <p>平成 17 年 2 月 14 日</p> <p style="text-align: right;">和歌山県知事 木村良樹</p>
<p>和歌山県告示第 138 号</p> <p>和歌山県東牟婁郡本宮町大字檜葉の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 19 条第 2 項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第 4 項の規定により公告する。</p> <p>平成 17 年 2 月 14 日</p> <p style="text-align: right;">和歌山県知事 木村良樹</p> <p>1 調査を行った者の名称 和歌山県東牟婁郡本宮町</p> <p>2 調査を行った時期 平成 14 年 4 月 25 日から平成 16 年 11 月 4 日まで</p> <p>3 成果の名称 和歌山県東牟婁郡本宮町大字檜葉の一部地区の地籍図及び地籍簿</p> <p>4 調査を行った地域 和歌山県東牟婁郡本宮町大字檜葉の一部地区</p> <p>5 認証年月日 平成 17 年 1 月 31 日</p>	<p>1 調査を行った者の名称 和歌山県伊都郡花園村</p> <p>2 調査を行った時期 平成 15 年 5 月 26 日から平成 16 年 12 月 16 日まで</p> <p>3 成果の名称 和歌山県伊都郡花園村大字梁瀬の一部地区の地籍図及び地籍簿</p> <p>4 調査を行った地域 和歌山県伊都郡花園村大字梁瀬の一部地区</p> <p>5 認証年月日 平成 17 年 1 月 31 日</p>
<p>和歌山県告示第 139 号</p> <p>和歌山県東牟婁郡本宮町大字三越の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 19 条第 2 項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第 4 項の規定により公告する。</p> <p>平成 17 年 2 月 14 日</p> <p style="text-align: right;">和歌山県知事 木村良樹</p> <p>1 調査を行った者の名称 和歌山県東牟婁郡本宮町</p> <p>2 調査を行った時期 平成 14 年 4 月 25 日から平成 16 年 11 月 10 日まで</p> <p>3 成果の名称 和歌山県東牟婁郡本宮町大字三越の一部地区の地籍図及び地籍簿</p> <p>4 調査を行った地域 和歌山県東牟婁郡本宮町大字三越の一部地区</p> <p>5 認証年月日</p>	<p>和歌山県告示第 141 号</p> <p>特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 1 項の規定による設立認証の申請があったので、同条第 2 項の規定により次のとおり公告する。</p> <p>なお、関係書類は、和歌山県環境生活部共生推進局 NPO 協働推進課及び和歌山県 NPO サポートセンターに備え置いて、平成 17 年 3 月 21 日まで縦覧に供する。</p> <p>平成 17 年 2 月 14 日</p> <p style="text-align: right;">和歌山県知事 木村良樹</p> <p>1 申請年月日 平成 17 年 1 月 21 日</p> <p>2 名称 特定非営利活動法人生活応援団ピュアライフ</p> <p>3 代表者の氏名 野嶋千里</p> <p>4 主たる事務所の所在地 和歌山市西庄 516 番地の 1</p> <p>5 定款に記載された目的 この法人は、和歌山県地域の住民に対して、住み良いまちづくりにするために助け合いの精神による家事・育児やお年寄りの生活支援事業を行うことにより、福祉の増進を図り、同時に安心・安全・流動的に生産物が消費される仕組みを確立するための事業を行うことにより、地域の中小</p>

企業や個人商店の活気とまちのさらなる活性化に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第 142 号

特定非営利活動促進法(平成 10 年法律第 7 号)第 10 条第 1 項の規定による設立認証の申請があったので、同条第 2 項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部共生推進局 NPO 協働推進課及び和歌山県 NPO サポートセンターに備え置いて、平成 17 年 3 月 17 日まで縦覧に供する。

平成 17 年 2 月 14 日

和歌山県知事 木村良樹

1 申請年月日

平成 17 年 1 月 17 日

2 名称

特定非営利活動法人かめのこ会

3 代表者の氏名

亀本靖枝

4 主たる事務所の所在地

和歌山市中之島 1280 番地

5 定款に記載された目的

この法人は、障害を持つ人々に対し、小規模作業所運営

の事業を行い、知的障害者が活き活きと誇りをもって暮らしていけるよう支援することを目的とする。また、地域福祉に根ざした活動をもって、誰もが住みやすい地域社会づくりに寄与することを目的とする。

和歌山県告示第 143 号

生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 49 条の規定により指定した医療機関から廃止の届出があったので、同法第 55 条の 2 の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成 17 年 2 月 14 日

和歌山県知事 木村良樹

指 定 番 号	名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
田 薬 29-15	くちい薬局	田辺市南新万 1-2	平成 16.12.28
御 歯 27-61	木村歯科医院	御坊市歯 508 番地	平成 16.12.31

和歌山県告示第 144 号

生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 54 条の 2 の規定により指定した介護機関から廃止の届出があったので、同法第 55 条の 2 の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成 17 年 2 月 14 日

和歌山県知事 木村良樹

届 出 者 の 名 称	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	指 定 事 業 所 の 名	指 定 事 業 所 の 所 在 地	サ ー ビ ス の 種 類	廃 止 年 月 日
有限会社カメラのフジヒラ	那賀郡岩出町高塚 65-14	ケアセンターぬくもり	那賀郡岩出町湯窪 82	訪問介護	平成 17.1.31

和歌山県告示第 145 号

生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 49 条の規定により指定した医療機関の変更について届出があったので、同法第 55 条の 2 の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成 17 年 2 月 14 日

和歌山県知事 木村良樹

指 定 番 号	変 更 事 項 ( 名 称 )		所 在 地	変 更 年 月 日
	旧	新		
西 病 9-49	医療法人 潮岬病院	医療法人 芳純会潮岬病院	西牟婁郡串本町潮岬 417	平成 16.10.25

平成 17 年 2 月 14 日

和歌山県知事 木村良樹

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
田 薬 32-16	くちい薬局	田辺市あけぼの 45-5	平成 16.12.29
御 歯 32-16	医療法人木村歯科医院	御坊市歯 508 番地	平成 17.1.4
那 薬 64-16	那賀調剤薬局	那賀郡打田町打田 1415-4	平成 17.1.18

和歌山県告示第 146 号

生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 49 条の規定により医療機関を指定したので、同法第 55 条の 2 の規定に基づき、次のとおり告示する。

和歌山県告示第 147 号

生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 54 条の 2 の規定により介護機関を指定したので、同法第 55 条の 2 の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成 17 年 2 月 14 日

和歌山県知事 木村良樹

申 請 者 の 名 称	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	指 定 事 業 所 の 名	指 定 事 業 所 の 所 在 地	サ ー ビ ス の 種 類	指 定 年 月 日
-------------	--------------------	---------------	-------------------	---------------	-----------

ありだ農業協同組合	有田郡吉備町天満 47-1	J A ありだ居宅介護支援事業所	有田郡清水町清水 343-1	居宅介護支援事業	平成 16.12.1
有限会社鶴亀介護サービス	田辺市稲成町 309	有限会社鶴亀介護サービス	田辺市稲成町 309	訪問介護	平成 17.1.28
特定非営利活動法人あきてくと	那賀郡岩出町湯窪 82	ケアセンターぬくもり	那賀郡岩出町湯窪 82	訪問介護	平成 17.2.1

和歌山県告示第 148 号

介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 113 条の規定により指定介護療養型医療施設の指定の辞退について、次のとおり届出があったので、同法第 115 条第 2 号の規定に基づき公

示する。

平成 17 年 2 月 14 日

和歌山県知事 木村良樹

指定事業者番号	氏名 〔法人にあっては、申請者の名称〕	住所 〔法人にあっては、主たる事務所の所在地〕	法人にあっては、代表者の氏名	事業所の名称	事業所の所在地	辞退年月日
3010110108	医療法人浜病院	和歌山市吹上 2 丁目 4 番 7 号	須佐忠史	医療法人浜病院	和歌山市吹上 2 丁目 4 番 7 号	平成 17.2.28

和歌山県告示第 149 号

介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 75 条及び第 82 条の規定に基づく指定居宅サービス事業者及び指定居宅介護支援事業者の変更について、次のとおり届出があったので、同法第 78 条第 2 号及び第 85 条第 2 号の規定に基づき公示する。

平成 17 年 2 月 14 日

和歌山県知事 木村良樹

事業所の名称 (変更があったサービス種類)	事業所の所在地		変更年月日
	新	旧	
高瀬会訪問介護ステーション(訪問介護)	東牟婁郡古座川町高瀬 406	東牟婁郡古座川町高瀬 402	平成 16.11.1
有限会社ウェルフェア(福祉用具貸与)	和歌山市津秦 145	和歌山市津秦 124	平成 16.11.9
指定居宅介護支援事業所アクセス・フリー(居宅介護支援)	和歌山市秋月 70-5	和歌山市大谷 831-121	平成 16.11.11
ヘルパーステーション・はるす(訪問介護)	和歌山市築港 5-10-13 アールメディカルビル 3 階	和歌山市小人南ノ丁 8	平成 16.12.1
はるす・訪問入浴サービス(訪問入浴)	和歌山市築港 5-10-13 アールメディカルビル 3 階	和歌山市小人南ノ丁 8	平成 16.12.1
第二親和園在宅介護支援センター(居宅介護支援)	和歌山市杭ノ瀬 359-1	和歌山市杭ノ瀬 462-2	平成 17.1.1

和歌山県告示第 150 号

救急病院等を定める省令(昭和 39 年厚生省令第 8 号)第 1 条第 1 項の規定に基づき、救急病院を次のとおり認定した。

平成 17 年 2 月 14 日

和歌山県知事 木村良樹

名称	所在地	有効期限
社会保険紀南総合病院	田辺市湊 510	平成 20.1.31
医療法人研医会 田辺中央病院	田辺市南新町 147	平成 20.1.31
国保すさみ病院	西牟婁郡すさみ町周参見 2380	平成 20.1.31
西岡病院	有田郡吉備町小島 278-1	平成 20.1.31
整形外科北裏病院	御坊市湯川町小松原 454	平成 20.1.31
北出病院	御坊市湯川町財部 728-4	平成 20.1.31

和歌山県告示第 151 号

救急病院等を定める省令(昭和 39 年厚生省令第 8 号)第 1 条第 1 項の規定に基づき、救急診療所を次のとおり認定した。

平成 17 年 2 月 14 日

和歌山県知事 木村良樹

名称	所在地	有効期限
坂田整形外科医院	田辺市上の山一丁目 13 番 22 号	平成 20.1.31

和歌山県告示第 152 号

大規模小売店舗立地法(平成 10 年法律第 91 号)第 8 条第 1 項の規定により和歌山市から聴取した意見及び同法第 8 条第 2 項の規定により和歌山市に居住する者等から聴取した意見の概要について、同法第 8 条第 3 項の規定により公告する。

平成 17 年 2 月 14 日

和歌山県知事 木 村 良 樹

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
(仮称) ホームセンターコーナン和歌山中之島店  
和歌山市納定字西芝 100-1 他

2 意見の概要

(1) 和歌山市の意見

ア 市道をはさむ通路については、交通の安全確保に万全を期すとともに、来店者の車両の通行が生活交通路としての市道の交通の流れを妨げることがないように充分配慮してください。

イ 騒音規制法、振動規制法及び和歌山県公害防止条例を遵守し、周辺環境に極力影響を与えないよう努力してください。

ウ 事業系一般廃棄物については、事業主の責任において適正に処理するとともに、ごみの集積場所については、悪臭や飛散に関して充分協議し、周辺環境に悪影響を及ぼさぬよう配慮してください。

また、資源ごみの分別にもご協力願います。

エ 広告物の提出にあたっては、和歌山市屋外広告物条例を遵守し、許可申請を行ってください。

(2) 和歌山市の居住者等の意見

ア 当地域は元々交通量の多い地域であり、上記大型店舗の出店に伴い、幹線道路は元より、支線道路(市道)への交通量の更なる増加による交通渋滞や交通事故等の多発が懸念されるため、交通整理員を配置し、適切に対処するよう強くご指導ください。

特に、当支線道路(市道)は近隣の保育園、幼稚園、小学校等の通学路であり、危険地帯にならないよう、状況により誠意をもって適切に対処するよう強くご指導ください。

イ 緊急車両の通行に支障をきたさぬよう、常時交通整理員を配置し、適切に対処するよう強くご指導ください。

ウ 大型店舗出店に伴い、不特定多数の人が集まってくることが予想されます。店舗周辺は住宅街で、近隣には保育園、幼稚園、小学校等があり、幼児並びに児童等への弱者襲撃事件の発生及び種々の犯罪を誘発する可能性があるため、地域住民と協力して防止に努めるよう強くご指導ください。

エ 深夜営業の部分については、非行の防止等、青少年に及ぼす影響を考慮の上、営利第一主義ではなく、地域に利便性のある業種を選定し、営業時間についても柔軟に対応するよう強くご指導ください。

上記理由により、特に 24 時間営業については、再

検討するよう強く要望します。

オ 深夜営業時における駐車区域の制限を強くご指導ください。

カ 住居に隣接した立地環境への出店であるため、近隣住民のプライバシー保護等に係る要望については、充分配慮するよう強くご指導ください。

キ 営業開始後は定期的な環境調査等を実施するよう強くご指導ください。

ク 営業開始後における地域住民とのトラブル防止とトラブル発生後は、誠意ある解決に努めるよう強くご指導ください。

ケ 生活環境の変化に伴う老人や障害者等に対する弱者保護の観点から、生活環境等について常に配慮し、改善の余地があるものについては、速やかに実行するよう強くご指導ください。

3 意見の縦覧場所

和歌山県商工労働部商工政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目 1 番地)

和歌山市産業部商工振興課(和歌山市七番丁 23)

4 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯

縦覧期間 平成 17 年 2 月 14 日から平成 17 年 3 月 14 日まで

時間帯 午前 9 時 30 分から午後 5 時まで

和歌山県告示第 153 号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 30 条の 2 第 1 項の規定により告示する。

平成 17 年 2 月 14 日

和歌山県知事 木 村 良 樹

1 保安林予定森林の所在場所 日高郡印南町大字皆瀬川字皆瀬谷 4、5(次の図に示す部分に限る。)

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び日高振興局並びに印南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第154号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。

平成17年2月14日

和歌山県知事 木村良樹

1 保安林予定森林の所在場所 東牟婁郡古座川町宇筒字字蔭地246、字奥山252、255、257から263まで、270(次の図に示す部分に限る。)、272、273、277から280まで、282、282の1から282の4まで、283、284、287、字日浦平山293(次の図に示す部分に限る。)、300、301の1、301の2、303、311、字大野99から105まで、106の1、106の3、107、108、108の1、110から112まで

2 指定の目的 水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び東牟婁振興局並びに古座川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

公 告

次の軽油引取税免税軽油使用者証は、紛失した旨の届出があったので、平成17年1月26日以降無効とする。

平成17年2月14日

和歌山県知事 木村良樹

業 種	記 番 号	有 効 期 間	免税軽油使用者証に記載された使用者の住所及び氏名	交付した事務所
船舶	和歌山県第700654号	平成16年9月16日から平成18年9月15日まで	日高郡由良町江ノ駒1番地 中家将博	日高振興局

公 告

次の軽油引取税免税証は、紛失した旨の届出があったので、平成17年1月26日以降無効とする。

平成17年2月14日

和歌山県知事 木村良樹

免税証の種類	業 種	記 番 号	枚 数	有 効 期 限	交付した事務所	紛 失 年 月 日
100リットル券	漁船以外の船舶	7206215 ~7206239	25枚	平成16年9月16日から平成17年3月15日まで	日高振興局	平成17年1月26日
50リットル券	漁船以外の船舶	7206240 ~7206249	10枚			

※ 記号番号は、免税証(表面)の8桁目から14桁目までの数字です。

監 査 公 表

和歌山県監査公表第12号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第7項の規定により、平成17年1月28日に実施した監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成17年2月14日

和歌山県監査委員 垣 平 高 男

和歌山県監査委員 築 野 富 美

和歌山県監査委員 新 島 雄

和歌山県監査委員 山 下 直 也

1 監査対象機関及び監査実施年月日

監査対象機関名	監査実施年月日

財団法人和歌山県文化振興財団	平成17年1月28日
ウインナック株式会社	"
学校法人近畿大学(和歌山校)	"
学校法人さくら学園(さくら幼稚園)	"
社団法人和歌山県歯科医師会	"

2 監査の結果

上記の機関においては、事務の執行は、適正であると認められた。

なお、改善を要すると認められた軽微な事項については、その都度注意を行った。

和歌山県監査公表第13号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第7項の規定により、平成17年1月31日に実施した監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成17年2月14日

和歌山県監査委員 垣 平 高 男  
 和歌山県監査委員 築 野 富 美  
 和歌山県監査委員 新 島 雄 雄  
 和歌山県監査委員 山 下 直 也

1 監査対象機関及び監査実施年月日

監査対象機関名	監査実施年月日
和歌山県土地開発公社	平成17年1月31日
和歌山県道路公社	"
和歌山県住宅供給公社	"
財団法人和歌山県人権啓発センター	"
財団法人和歌山県民総合健診センター	"
学校法人智辯学園 (和歌山校)	"
和歌山県高等学校体育連盟	"
社団法人和歌山県母子寡婦福祉連合会	"

2 監査の結果

(1) 懸案・改善事項

和歌山県土地開発公社

道路敷等の公共施設の地方公共団体への未移管施設については、引取団体の基準への適合等の問題があり、困難な状況ではあるが、早期移管に向け引き続き努力されたい。

和歌山県住宅供給公社

ア 道路敷等の公共施設の地方公共団体への未移管施設については、引取団体の基準への適合等の問題があり、困難な状況ではあるが、早期移管に向け努力されたい。

イ 県営住宅使用料の収入未済額は、前年度に比べ増加している。今後、未収金の減額に努力するとともに、新たな未納者の発生防止に努められたい。

ウ 分譲住宅等の残区画について、今後ともより一層販売促進に努められたい。

(2) 上記以外の機関においては、事務の執行は、適正であると認めた。

なお、改善を要すると認められた軽微な事項については、その都度注意を行った。